

## 船橋市教育支援委員会調査員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市教育支援委員会(以下「委員会」という。)条例第7条に規定する調査員について、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 調査員は、就学に関する専門事項を調査し、委員会へ報告する。

(定数)

第3条 調査員は、年度ごとに必要な数を定める。

(任期)

第4条 調査員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。